

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○	土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百二十六号）	1
○	特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）	2
○	地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）	3

○ 土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（法第二十二條第三項第二号ホ及びへへの政令で定める使用人）</p> <p>第六条 法第二十二條第三項第二号ホ（法第二十七條の二第二項及び第二十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及びへ（法第二十七條の二第二項、第二十七條の三第二項及び第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壤（法第十六條第一項に規定する汚染土壤をいう。）の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>第七条～第九条（略）</p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六条～第八条（略）</p>

○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 <u>土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）</u> 第八条第十号</p> <p>3（略）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 <u>土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）</u> 第七条第十号</p> <p>3（略）</p>

○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第一条～第十四条（略）</p> <p>（土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壤汚染対策法施行令第九條の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>	<p>附 則 第一条～第十四条（略）</p> <p>（土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壤汚染対策法施行令第八條の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>